

社会福祉法人江府町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 社会福祉法人江府町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の理事並びに評議員・監事（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

会長 月額 50,000円

2 会長以外の役員等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、社協の招集に応じて会議（管内）に出席したときは、費用弁償を支給する。

2 役員等の費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 役員等（会長を除く） 日額 3,000円

3 役員等が公務のため旅行したときは、旅行規程に基づき旅費を支給する。

(権限)

第4条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。